

- オールジェンダートイレ…あなたはどう考える?
- あなたは知っていますか? ~「AV出演被害防止・救済法」~
- 家事をこんなに任されていては!
- 藤沢市パートナーシップ宣誓制度
~宣誓件数が40件を超えるました!~

- インフォメーション
- 編集後記

かがやけ地球

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



オールジェンダートイレ

…あなたはどう考える？

オールジェンダートイレとは、性別を問わず、誰もが利用できるトイレです。トランスジェンダー・異性の親子連れ・異性の介助者など、男女で分けられた従来のトイレに使いづらさを感じる人々が安心して利用できるトイレとして、注目が集まっています。

一方でオールジェンダートイレは、設置の方法によってプライバシーや宗教上、あるいは法律上の問題となる可能性があるという指摘や性犯罪などの危険を訴える声も少なくありません。性自認に関わらず誰もが利用しやすいことと、プライバシーの保護や犯罪から身を守ることは両立しうるのか、との議論も呼んでいます。

多様な人々が営む社会生活においても区別が存在します。公共の場に設置されるトイレについては、これまで「男性」と「女性」の2つに分けて整備されてきました。一方で、ダイバーシティ(多様性)を実現するためには、選択できる環境を整えることが必要不可欠です。

だからこそ、単に区別をなくすのではなく選択肢を増やすという点において、オールジェンダートイレの導入が示す意義は大きいと考えています。

男女専用トイレに加えオールジェンダートイレという選択肢が増えることは、すべての人の生活の土台であるトイレの問題を通して、多様な価値観を相互に尊重し、すべての人が安全・安心に生活できる社会を築く重要な気づきとなるのではないでしょうか。

(鈴木 記)

あなたは知っていますか？

～「AV出演被害防止・救済法」～

2022年(令和4年)4月1日から成人年齢が20歳から18歳に引き下がれたことにより、18歳でも保護者の承諾を得ずに契約することができるようになりました。契約を結ぶ年齢が引き下がれたことにより、高校生でも契約のトラブルに巻き込まれる危険があります。



例えばAV(アダルトビデオ)出演契約をめぐるトラブルです。AV出演と聞いて、自分には関係のない話だと思う方が多いと思います。しかし、「高収入のアルバイトに応募したらAVの撮影だった」「モデル・アイドルの撮影会で実際に行ってみたら裸になることを要求された」というように思わぬ出来事からAV出演につながってしまうことがあります。また、「すでに結んだ契約だから破棄できない」「仕事を断るのなら違約金を払わなければいけない」などと脅されて、AV出演を強要されるケースも少なくありません。一度公表されたアダルトビデオは、インターネット上に拡散され、半永久的に残り続けてしまいます。

このようなAV出演による被害の防止と被害者を救済するために、2022年(令和4年)6月に「AV出演被害防止・救済法」が成立しました。

「AV出演被害防止・救済法」とは

映像制作者は、

- 契約を結ぶときには、契約書を作り、契約内容について説明する義務があります。
- 契約をしてから1ヶ月は撮影してはいけません。また撮影終了後から4ヶ月は公表してはいけません。

出演者は、

- 撮影時に同意していても、公表から1年間(法施行後2年間は経過措置として「2年間」)は、性別・年齢を問わず、無条件に契約を解除できます。
- 契約がないのに公表されている場合や、契約の取消・解除をした場合は、販売や配信の停止を請求することができます。

ワンストップ支援センターではAV出演の契約を持ちかけられて悩んでいる方や、契約を結んでしまって悩んでいる方を支援しています。ひとりで抱え込まずに、相談する一步を踏み出してみませんか。



まずは、話してみませんか？

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター
(全国共通短縮番号)

はやくワンストップ
#8891

性暴力の悩み、ひとりで抱え込まないで。ためらわずに、お電話ください。

(佐野 記)

家事

をこんなに任されていては！



1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」が制定されてから20年以上が経ち、これまで様々な取組が進められてきました。しかしながら、総務省「令和3年社会生活基本調査生活時間及び生活行動に関する結果」によると、1週間あたりの家事関連が占める時間は、男性が51分、女性が3時間24分となっており、未だ家事負担は女性の方が重い状況です。

まだまだ女性にとって「こんなに家事を任されていては男女共同参画などとても…」という現実の中で、どうすれば誰もが個性と能力を発揮できる社会にできるのでしょうか。曾野綾子さん・クライン孝子さんの共著「日本人はなぜ成熟できないのか」を読んで考えてみました。



「日本人はなぜ成熟できないのか」
著者:曾野綾子・クライン孝子
発行:(株)海竜社



“私の周りには奥さんがいないと自分の靴下の在りかも分からずオロオロしている男性がたくさんいる”。

…以前は、夫婦は“あうんの呼吸”だと、‘持ちつ持たれつ’ということも言われましたが、これは、女性が男性に合わせることを暗黙の了解としていたように思います。性別に関係なく、誰もが自分らしく生きられるようにするために、特に次の点が大切となると考えました。

ポイント 1

互いに「男だから」「女だから」と縛ることなく、
自分や相手を尊重できる心を育てること

ポイント 2

幼少期から、職業やライフスタイルについて性別による固定観念を持たせないよう配慮し、自分が進みたい道を自分で選べるよう習慣づけること

男性が一方的に考える女性活躍ではなく、一緒に考え、創り、未来につなげていきましょう。その結果、社会が多様性を認め合い、誰もが生きやすい社会になるのではないか、と思います。



(前田 記)

藤沢市パートナーシップ宣誓制度

～宣誓件数が40件を超えました！～

藤沢市では、2021年（令和3年）4月1日に「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」を開始し、これまでに42組の方々がパートナーシップ宣誓をしました。

（2023年（令和5年）5月末時点）

制度開始から約2年が経過した「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」について、改めてご紹介します。

宣誓者アンケートを実施しました！ 回答の一部を紹介します

※アンケートの結果は、藤沢市ホームページで公表しています。

宣誓しようと思った理由は何ですか？

- 現在の婚姻制度に悩みを抱えており、それに準ずる制度がないから（22.6%）
- パートナーとの関係性を証明したいから（19.8%）
- 福利厚生制度などにおいて、婚姻制度に準じた取扱いとして活用できるから（14.2%）

パートナーシップ宣誓制度とは？

セクシュアルマイノリティや事実婚の方など、パートナーシップのあるお二人が互いを人生のパートナーであることを宣誓し、宣誓したことに対して藤沢市が「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付するものです。

この制度は婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除など）が生じるものではありませんが、周囲の方の理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

パートナーシップ宣誓書受領証をどのような時に提示しましたか？

- 職場で福利厚生（配偶者と同等の制度）を利用する時（18.2%）
- 職場で結婚祝金を申請する時（9.1%）
- 携帯電話の家族割引サービスを申し込む時（9.1%）

本制度を活用できる場面が増えるよう、ご協力をお願いします

市では、パートナーシップ宣誓書受領証を活用できる行政サービスの一覧に加えて、民間サービスの一覧も作成し、藤沢市ホームページで公開しています。

パートナーシップを宣誓された方への情報提供の充実を図るため、パートナーシップ宣誓により利用できる制度やサービスの情報がありましたら、藤沢市人権男女共同平和国際課まで情報を寄せください！

・・・ インフォメーション ・・・

女性のための社会参画セミナー

『かなテラス カレッジ』で学びませんか？

地域活動・社会活動に参画する意欲をもつ方、地域活動・社会活動に参画する初めの一歩を踏み出そうとしている方を対象としたセミナーです。

今年度は対面の講座に加えて、オンラインの講座も開催します。望ましい社会づくりに自分らしくコミットするためのヒントを学んでみませんか。

対面講座

期 間	2023年(令和5年)9月2日開始(全て土曜日、全5回)
時 間	各回10時から15時30分まで(昼休憩は12時から13時まで)
会 場	かなテラス(藤沢市鵠沼石上2-7-1 県藤沢合同庁舎2階)※藤沢駅から徒歩10分
受 講 料	1,800円(教材費を含む)
定 員	30人(申込者多数の場合は抽選)

オンライン 講座

期 間	2023年(令和5年)7月22日開始(全て土曜日、全3回)
時 間	13時30分から15時まで(第2回のみ10時から11時30分)
受 講 料	無料
定 員	30人程度(申込者多数の場合は抽選)

申込方法 「かなテラスHP」から電子申請又は「電話」により申込み

申込締切 対面講座⇒8月17日17時、オンライン講座⇒7月13日17時

URL: https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/kouza_event/kanakare2023.html

お問い合わせ先 かなテラス参画推進課(TEL. 0466-27-2115)



【講座の一部を紹介します】 (1)想いをカタチにする力—認定NPO法人(子育て支援)の活動事例から—
(2)傾聴で変わる人間関係—自分も相手も幸せになる聴き方—

編集後記

- ・こぼれた種から花畠のようになった川沿いの遊歩道。行き交うひとが増えたから?(鈴木)
- ・部活、進学、就職と自身や親しい友人がどのように選択してきたかナ…と振り返ってみた。(前田)
- ・早寝早起きすることで体調を崩すことが減って嬉しいです!(佐野)



かがやけ地球は、市民の編集員さんと
協力し、年2回発行しています。

編集スタッフ

鈴木 悠子・前田 英孝
佐野 夏央子・山中 亜莉沙

✉ ご意見・ご感想・今後扱って欲しいテーマなどをお待ちしております!

問い合わせ先等

発行/2023年6月 藤沢市企画政策部人権男女共同平和国際課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 TEL.0466-50-3501(直通) FAX.0466-50-8436

URL:<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jinkendanjo/>

E-mail:fj2-jinkendanjo@city.fujisawa.lg.jp